

磐田市内で発見された不発弾処理について Q&A(R4.6.1時点)

カテゴリ	Q&A	
不発弾の 状況	Q	不発弾は見ることはできますか。
	A	発見現場内は立ち入り禁止です。24時間体制で警備員が警戒中ですので、立ち入らないでください。
	Q	周囲には他にも不発弾が埋まっている可能性はありますか。
	A	わかりません。今回発見されたのは1発のみです。磐田市では初めてのことで、まだ見つかっていないものがあるかもしれません。
不発弾 処理	Q	処理はどこが主導で行いますか。
	A	磐田市が対策本部を設置し、陸上自衛隊、国土交通省、静岡県、警察、浜松市、ライフライン事業者などの関係機関と連携して処理を進めています。
	Q	処理にはどのくらい時間がかかりますか。
	A	不発弾の状態により時間は変わってきますが、最短でも3時間程度はかかる見込みです。状態によっては、長時間かかることも考えられます。
	Q	処理の日はいつ決まりましたか。
	A	5月18日（水）に自衛隊や警察、国などの関係機関で組織する、第1回不発弾処理対策本部会議を開催し、決定しました。
	Q	すぐに撤去できませんか。
	A	不発弾を移動させると爆発する危険性もあることから、陸上自衛隊により安全処理後に撤去します。
Q	処理日を延期するのは、どういう場合の時ですか。	
A	市内に特別警報または大雨警報等が発表された場合や、市内で震度4以上の地震が観測され、市長が延期することが必要と判断した場合、延期します。	

避難	Q	警戒（避難対象）区域の範囲はどのくらいですか。
	A	不発弾から半径355mの円の中が避難の対象範囲となります。対象自治会は小立野、池田南、豊田西之島、上新屋になります。
	Q	避難の広報はどのように行いますか。
	A	事前にチラシの各戸配布、磐田市ホームページ、磐田市フェイスブック、広報いわた、磐田市メール配信サービス等で広報します。当日は、同報無線、広報車による広報を行います。
	Q	事業所です。警戒（避難対象）区域に入っている場合、市から連絡がありますか。
	A	該当する事業所については、職員が訪問し、説明しています。
	Q	いつから避難をすればいいですか。
	A	令和4年6月26日（日）午前9時より処理作業を開始するため、午前8時までは、警戒区域の外に出るようにしてください。避難場所となるアミューズ豊田は6月26日（日）午前7時より開設します。
	Q	必ず避難場所（アミューズ豊田）へ行かなければならないですか。
	A	避難が必要な区域から離れていれば問題ありません。親戚や知人のお宅に避難することや、買い物等で別の場所に出かけている状態でも問題ありません。
	Q	自力で避難できません。避難場所までどうすればよいですか。
	A	特別な対応が必要となる要配慮者については、事前に確認し、個別に対応します。不安がある方は、磐田市危機管理課（0538-37-2114）にご相談ください。
	Q	避難の際には何を持っていけばよいですか。
	A	長時間避難していただくこともありますので、貴重品や常備薬、軽食や飲み物等の準備をお願いします。
Q	避難指示の解除はどのようにお知らせしますか。	
A	磐田市ホームページ、磐田市フェイスブック、磐田市メール配信サービス、同報無線等で情報提供します。また、報道機関にも情報提供します。	

交通規制	Q	道路はどの区間が規制されますか。
	A	①国道1号 森岡IC～北島交差点まで（新天竜川橋含む） ②県道磐田細江線（天竜川橋含む） ③県道磐田袋井線 ④県道豊田竜洋線 ⑤警戒（避難対象）区域周辺となります。 詳しくは、磐田市ホームページの「不発弾処理に伴う交通規制について」をご覧ください。
	Q	通行止めの区間が長くありませんか。
	A	関係機関と調整の上、大型車の迂回を考慮し、主要な幹線道路が迂回路となるよう通行止め区間を設定しました。
	Q	堤防道路は通行できますか。
	A	堤防道路は通行できますが、新天竜川橋、天竜川橋との行き来は通行止めとしています。
	Q	交通規制はいつからいつまで実施しますか。
	A	午前8時から不発弾処理作業が完了するまで実施します。なお、不発弾処理には、3～8時間程度かかる見込みです。
	Q	通行止めの情報はどのように行いますか。
	A	事前にチラシの各戸配布、磐田市ホームページ、磐田市フェイスブック、広報いわた、磐田市メール配信サービス、予告看板等で広報します。 また、県や近隣市町等のホームページでの周知を依頼しています。
	Q	交通規制の解除はどのように行いますか。
	A	磐田市ホームページ、磐田市フェイスブック、磐田市メール配信サービス、同報無線等で情報提供します。また、報道機関にも情報提供します。
	Q	高速道路を通行した場合、無料になりますか。
	A	有料となります。 無料措置は、法令等に基づき判断・実施されるもので、今回、一般道の迂回路が確保できるため、無料措置は難しいと判断しました。
Q	公共交通機関（バス）の運行はどうなりますか。	
A	現在は通常通り運行されています。処理日当日は周辺区域の交通規制を行うことになるので、公共交通機関と協議をしています。	

根拠法令	Q	避難指示の根拠は何ですか。
	A	災害対策基本法第60条第1項になります。 「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。」とされています。
	Q	警戒（避難対象）区域の根拠は何ですか。
	A	災害対策基本法第63条第1項になります。 「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。」とされています。
	Q	交通規制に伴う補償はありますか。
A	災害対策基本法に基づく措置のため、補償はありません。	
過去の事例	Q	磐田市で過去に発見されたことはありますか。
	A	確認できる範囲で市が対応したものはありません。
	Q	過去に処理の失敗はありますか。
	A	陸上自衛隊の不発弾処理隊が行いますが、安全に処理され、事故は起きていないと聞いています。